

食品安全委員会（第644回会合）議事概要

日時：平成29年3月28日（火） 14:00～16:00

場所：食品安全委員会大会議室

出席者：佐藤委員長ほか 6名出席

傍聴者：報道 5名、行政機関 9名、一般13名

議事概要

- (1) 平成29年度食品健康影響評価依頼予定物質について（食品中の暫定基準を設定した農薬等）
（厚生労働省からの報告）

→厚生労働省から報告

厚生労働省に対し、食品健康影響評価に必要な準備を整え、計画どおり評価依頼を行うよう要請。

- (2) 平成29年度食品健康影響評価依頼予定物質について（飼料中の暫定基準を設定した農薬）
（農林水産省からの報告）

→農林水産省から報告

農林水産省に対し、食品健康影響評価に必要な準備を整え、計画どおり評価依頼を行うよう要請。

- (3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・ 添加物 4品目

[1] 過酢酸

[2] 過酢酸製剤

[3] 硫酸アルミニウムアンモニウム

[4] 硫酸アルミニウムカリウム

（厚生労働省からの説明）

→厚生労働省及び担当委員の山添委員から説明。

「過酢酸」、「過酢酸製剤」については、委員会において審議を行うこととし、「硫酸アルミニウムアンモニウム」、「硫酸アルミニウムカリウム」については、添加物専門調査会において審議することとなった。

・ 農薬 4品目（評価要請の取下げ）

[1] Sec-ブチルアミン

[2] イマザメタベンズメチルエステル

[3] シクロエート

[4] トリフロキシスルフロン

(厚生労働省からの説明)

→厚生労働省から説明

厚生労働大臣から食品健康影響評価要請があった本品目については、取り下げられ、調査審議は中止することとなった。

・農薬 25品目 (全てポジティブリスト制度関連) (一括削除)

- | | |
|---------------------|---------------------|
| [1] 2-(1-ナフチル)アセタミド | [2] 2,2-DPA (DPA) |
| [3] Sec-ブチルアミン | [4] イマザメタベンズメチルエステル |
| [5] エンドタール | [6] オキサベトリニル |
| [7] オキシカルボキシシン | [8] カルベタミド |
| [9] クロジナホップ酸 | [10] クロロネブ |
| [11] シクロエート | [12] テブチウロン |
| [13] テルブトリン | [14] トリフロキシスルフロロン |
| [15] ナフタロホス | [16] ピリチオバックナトリウム塩 |
| [17] ブトロキシジム | [18] フラチオカルブ |
| [19] フルプロパネート | [20] フロラスラム |
| [21] ペブレート | [22] ベンスリド (SAP) |
| [23] ホスファミドン | [24] メトスラム |
| [25] 硫化カルボニル | |

(厚生労働省からの説明)

・農薬及び動物用医薬品 3品目 (全てポジティブリスト制度関連) (一括削除)

- | | |
|------------|--------------------|
| [1] アザメチホス | [2] テトラコルピホス (CMP) |
| [3] フェノトリン | |

(厚生労働省からの説明)

・動物用医薬品 28品目 (全てポジティブリスト制度関連) (一括削除)

- | | |
|-------------------------|-------------------|
| [1] アスポキシシリン | [2] 塩酸メトセルペイト |
| [3] オキサシリン | [4] キタサマイシン |
| [5] 脂肪族アルコールエトキシレート | [6] スルファエトキシピリダジン |
| [7] スルファグアニジン | [8] スルファセタミド |
| [9] スルファトロキサゾール | [10] スルファニトラン |
| [11] スルファニルアミド | [12] スルファピリジン |
| [13] スルファプロモメタジンナトリウム | [14] スルファベンズアミド |
| [15] スルファメトキシピリダジン | [16] スルファメラジン |
| [17] セファセトリル | [18] テメホス |
| [19] トリペレナミン | [20] ノボビオシン |
| [21] バクイノレート | [22] バクイロプリム |
| [23] ハロクソン | [24] ファムフル |
| [25] フェンプロスタレン | [26] ポリミキシシンB |
| [27] メチルベンゾクエート(ネクイネート) | [28] ライドロマイシン |

(厚生労働省からの説明)

→厚生労働省から説明

「本品目が国外において、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物(以下、「対象動物」という。)に使用される可能性は低いと考えられ、かつ本品目が国内において農作物及び対象動物に使用される可能性は低いと考えられ、かつ本品目が使用された農作物及び対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物が輸入されていないことを前提とした場合、当該残留基準の削除については、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると考えられ、また、本品目については、海外において基準値が設定されているものもあることから、国内外において使用や残留が確認された場合及び当該物質に関する食品を介した健康被害等の情報があつた場合は、必要に応じてリスク管理措置の見直しを検討すべきであることをお伝えする。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)に通知することとなった。

・遺伝子組換え食品等 2品目

[1] Glu-No. 9株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウム

[2] RITE-A5株を利用して生産されたL-アラニン

(厚生労働省からの説明)

→厚生労働省から説明

本件について、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとなった。

- (4) 栄養成分関連添加物ワーキンググループにおける審議結果について
・「栄養成分関連添加物に関する食品健康影響評価指針」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の佐藤委員長及び事務局から説明。

取りまとめられた指針案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び指針案への反映を栄養成分関連添加物ワーキンググループに依頼することとなった。

- (5) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について
・「TRP-No. 2株を利用して生産されたL-トリプトファン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の山添委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案へ

の反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

(6) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・ 農薬「ピラジフルミド」に係る食品健康影響評価について
- ・ 農薬「ミクロブタニル」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

ピラジフルミドについては、一日摂取許容量(ADI)を0.021 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量(ARfD)は設定する必要がないこととなった。

ミクロブタニルについては、一日摂取許容量(ADI)を0.024 mg/kg 体重/日、一般の集団に対する急性参照用量(ARfD)を2.4 mg/kg 体重、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量(ARfD)を0.31 mg/kg 体重と設定することとなった。

- ・ かび毒・自然毒等「佐賀県及び佐賀県内事業者が提案する養殖から提供まで管理された方法により取り扱われる養殖トラフグの肝臓」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

「現時点の知見及び提出された試験・検討結果からは、提案された方法により陸上養殖されたトラフグの肝臓について、個別の毒性検査を行うことにより、食品としての安全性が確保されると確認することはできない。今回の提案は、従来、可食部位ではなかった部位の一部分を機器分析により個別検査し、TTX濃度が検出下限値以下であれば販売等を認めるといふ、新たな管理体制への移行を求めるものである。このような管理体制の変更については、下痢性貝毒の管理方法の変更の際と同様、まずは、機器分析のデータを十分に蓄積する必要がある。その上で、致死以外の影響も含め、詳細な毒性データに基づいて人への健康影響について検討を行う必要があると考える。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)に通知することとなった。

- ・ 遺伝子組換え食品等「除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネDP-073496-4並びに除草剤グルホシネート耐性及び稔性回復性セイヨウナタネRF3を掛け合わせた品種」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

「『遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)に通知することとなった。

・特定保健用食品「松谷のミニビスケット」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

「提出された資料に基づく限りにおいて安全性に問題はないと判断した。ただし、乳幼児を含む小児が本食品を摂取することの安全性は確立されておらず、このことについて注意喚起表示が必要である。加えて、本食品が菓子（ビスケット類）であること及びその形態を考慮すると、過剰摂取を避けるためのより明確な注意喚起表示が必要である。」とされた。との審議結果が了承され、リスク管理機関（消費者庁）に通知することとなった。

(7) 平成29年度食品安全委員会運営計画について

→事務局から説明

本件については、報告された案のとおり決定された。

(8) 薬剤耐性(AMR)対策アクションプランに係る食品安全委員会行動計画について

→担当の山本委員及び事務局から説明。

薬剤耐性(AMR)対策アクションプランに係る食品安全委員会行動計画については、報告された案を一部修正し決定された。

(9) 平成29年度食品安全モニターについて

→事務局から説明

事務局において、平成29年度食品安全モニターの依頼手続を進めることとなった。